

第92号議案

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年11月30日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する支給認定保護者が婚姻歴のないひとり親であるときは、寡婦等とみなして保育料を算定するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年芦屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第3項を次のように改める。

3 これらの表における所得割（地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額については、次のとおりとする。

- (1) 地方税法第314条の7，第314条の8，第314条の9，同法附則第5条第3項，第5条の4第6項，第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。），第5条の5第2項及び第45条の規定は適用しない。
- (2) 支給認定保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当するときは，地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし，同法第295条第1項第2号，第314条の2第1項第8号及び同条第3項並びに第314条の6の規定の例により算定する。

附 則

この条例は，平成28年4月1日から施行する。

参 照 1

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する支給認定保護者が婚姻歴のないひとり親であるときは，寡婦等とみなして保育料を算定するため，この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

支給認定保護者が婚姻歴のないひとり親であるときは，寡婦又は寡夫とみなし，次のとおり保育料を算定する。（別表第1関係）

- (1) 前年の合計所得金額が125万円以下の場合は，市町村民税を非課税とする。
- (2) 市町村民税所得割額の算定においては，所得控除（寡婦控除，寡夫控除又は特別寡婦控除）及び税額控除（調整控除）を適用する。

3 施行期日

平成28年4月1日

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令抜粋

(法第6条第1項第6号に規定する政令で定める女子)

第1条 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項第6号に規定する政令で定める女子は、次に掲げる女子とする。

(第1号省略)

- (2) 婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの

(法第6条第2項第6号に規定する政令で定める男子)

第1条の2 法第6条第2項第6号に規定する政令で定める男子は、次に掲げる男子とする。

(第1号省略)

- (2) 婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの

母子及び父子並びに寡婦福祉法抜粋

(定義)

第6条 この法律において「配偶者のない女子」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した女子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる女子をいう。

(第1号から第5号まで省略)

- (6) 前各号に掲げる者に準ずる女子であつて政令で定めるもの

2 この法律において「配偶者のない男子」とは、配偶者と死別した男子であつて、現に婚姻をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる男子をいう。

(第1号から第5号まで省略)

- (6) 前各号に掲げる者に準ずる男子であつて政令で定めるもの
(第3項から第6項まで省略)

地方税法抜粋

(市町村民税に関する用語の意義)

第292条 市町村民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(第1号から第10号まで省略)

- (11) 寡婦 次に掲げる者をいう。

イ 夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有するもの

ロ イに掲げる者のほか、夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、前年の合計所得金額が500万円以下であるもの

- (12) 寡夫 妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下であるものをいう。

(個人の市町村民税の非課税の範囲)

第295条 市町村は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては市町村民税（第2号に該当する者にあつては、第328条の規定によつて課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課することができない。ただし、この法律の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

- (1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）

(所得控除)

第314条の2 市町村は、所得割の納税義務者が次の各号のいずれかに掲げる者に該当する場合においては、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。

(第1号から第7号まで省略)

(8) 寡婦又は寡夫である所得割の納税義務者 26万円

(第9号から第11号まで省略)

(第2項省略)

3 所得割の納税義務者が、第292条第1項第11号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下であるものである場合には、当該納税義務者に係る第1項第8号の金額は、30万円とする。

(調整控除)

第314条の6 市町村は、所得割の納税義務者については、その者の第314条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。

(1) 当該納税義務者の第314条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

イ 5万円に、当該納税義務者が次の表の左欄（原文は上欄）に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の右欄（原文は下欄）に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

(1)・(2) (省略)	
(3) 寡婦又は寡夫である所得割の納税義務者（(4)に掲げる者を除く。）	1万円
(4) 第292条第1項第11号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下である所得割の納税義務者	5万円
(5)～(9) (省略)	

ロ 当該納税義務者の合計課税所得金額

- (2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合
- イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額
 - イ 5万円に、当該納税義務者が前号イの表の左欄（原文は上欄）に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の右欄（原文は下欄）に掲げる金額を合算した金額を加算した金額
 - ロ 当該納税義務者の合計課税所得金額から200万円を控除した金額